

鶴田町生活支援商品券を配布します



物価高騰の影響を受ける町民の皆さまの生活を支援します

給付対象

すべての
鶴田町民

令和8年1月20日現在で、
住民基本台帳に記載されている方

給付額

1人あたり **7,000円分**
(1,000円券×7枚)

A券（全店共通券） 4枚
B券（地元券） 3枚

配布方法

申請不要

世帯主あてに世帯全員分を
ゆうパック（対面配達）で送付。
商品券は置き配できません。

発送時期

令和**8年3月**から順次発送

※地区や世帯によって到着日に差が生じます。

利用期間

令和8年**3月13日**～**7月17日**

※有効期間が過ぎた商品券は使えません。

注意事項

【商品券の受け取りができなかった場合】

○配達時に受取人不在の場合、「不在連絡票」が投函されます。ただし、初回配達時に不在であっても「不在連絡票」が投函されず、複数回配達に伺った後に「不在連絡票」が投函される場合があります。「不在連絡票」が投函された場合は、速やかに再配達を依頼してください。

○再配達依頼の手続きが遅れた場合や長期不在等により受け取りできなかった場合、一定期間郵便局で保管された後、役場に返送されます。この場合、商工観光課で**世帯主（代理人も可）**による受取手続きが必要です。

【持参していただくもの】

- ・世帯主の場合：①世帯主の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）+②印鑑
- ・代理受取の場合：①+②+委任状（窓口で配布）+窓口に来た方の本人確認書類

【配偶者などからの暴力（DV）等で避難している方へ】

事前に申出をすることで希望する居住地に商品券を送付することができます。申出期限や申出方法など詳細については、商工観光課までお問合せください。

【商品券の給付・発送】 鶴田町役場商工観光課

☎：0173-22-2111（内線 251）

【商品券の使用・換金】 鶴田町商工会

☎：0173-22-3414



水道料金を免除します！

～全町民・全事業所が対象 申請は不要です～

問 建設整備課 ☎：0173-22-2111（内線 283・284）

免除の内容

対象 全世帯（事業所等含む）

免除額 **基本料金+メーター使用料**

期間 令和8年1月～12月

手続き 申込不要（自動適用）

どれくらいお得になるの？

〈一般家庭で13mmのメーターを使用している場合〉

基本料金 + メーター使用料
2,200円 + 176円



▶ 月あたり **2,376円** お得！

▶ 1年間で **28,512円** の負担軽減！

※水道の超過料金および下水道料金は通常どおり発生します。